喜多方市家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付要綱

令和５年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、脱炭素社会及び循環型社会への実現に向け、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、生ごみ処理機等とは、次に掲げるものをいう。

⑴　生ごみ処理機　家庭から排出される生ごみを電動若しくは手動によりカク拌又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を持つ機器

⑵　生ごみ処理容器　家庭から排出される生ごみを微生物の活動を利用することにより減量又は堆肥化する機能を持つ容器(コンポスト及び密閉型容器)

⑶　ダンボールコンポスト等

２　前項第３号の容器は、ダンボール箱等の容器、土壌混合材その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限る。

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

⑴　市内に住所を有し、居住していること。

⑵　生ごみ処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。

⑶　減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができること。

（補助金の対象及び金額）

第４条　補助金の交付対象となる生ごみ処理機等は、次の各号いずれにも該当するものとする。

⑴　未使用品であること。

⑵　市内販売業者から当該年度に購入したものであること。

２　補助金の台数は、年度内に１世帯につき１台までとする。

３　補助金の金額は、１台当たり生ごみ処理機等の購入価格の２分の１以内とし、生ごみ処理機は17,000円、生ごみ処理容器及びダンボールコンポスト等は3,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は生ごみ処理機等の購入日から14日以内に、喜多方市家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

⑴　領収書及び領収書内訳が確認できる書類の写し

⑵　生ごみ処理機等の製品規格の詳細が確認できる書類の写し（カタログや納品書等）

⑶　購入したものが確認できる写真

⑷　本人確認ができるものの写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

⑸　振込先の通帳の写し

⑹　その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付決定の日から起算して、15日を経過した日とする。

（実績報告書等の併合）

第８条　第５条の交付申請は、規則13条に規定する実績報告と併合するものとする。

２　第６条に規定する交付の決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

（協力の要請）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて処理機の利用効果等の実態及びその他の協力を求めることができる。

（補助金の返還命令）

第10条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定を取り消し、その補助金を返還させることができる。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、喜多方市家庭用生ごみ処理機等購入補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

喜多方市家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請兼請求書

　年　　月　　日

喜多方市長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名 | 印 |
| 住所 |  |
| 電話 |  |

１　喜多方市家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第３条により、次の要件をすべて満たしているので申請します。

⑴　市内に住所を有し、居住していること。

⑵　生ごみ処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。

⑶　減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができること。

※市内に住所を有しているかについて、市職員が確認することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入価格 | 生ごみ処理機 | 円（消費税を含む） |
| 生ごみ処理容器 | 円（消費税を含む） |
| ダンボールコンポスト等 | 円（消費税を含む） |
| 申請（請求）額 | 生ごみ処理機 | 円 |
| 生ごみ処理容器 | 円 |
| ダンボールコンポスト等 | 円 |
| 品名 |  | |
| 添付書類 | ・領収書及び領収書内訳が確認できる書類の写し  ・製品規格の詳細が確認できる書類の写し  ・購入したものが確認できる写真  ・本人確認ができるものの写し  ・振込先の通帳の写し | |

※１　補助金額は購入価格の２分の１以内（100円未満の端数は切り捨て）

※２　補助金の上限は下記のとおり

・「生ごみ処理機」　 　　　　17,000円

・「生ごみ処理容器」　　　　　3,000円

・「ダンボールコンポスト等」　3,000円

２　振込先口座を次のとおり指定します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・金庫・組合・郵便局 | 本店・支店・支所・出張所 | |
| 預金種別 | 普　　通 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |